

【口腔管理連携加算に係る歯科医療機関連携体制について】

当院は、厚生労働省が定める「口腔管理連携加算」の施設基準を満たし、届出を行っております。

入院患者様の口腔内の衛生管理、摂食・嚥下機能の維持向上及び感染予防に努め、患者様が安心して療養できる環境づくりを目的として、下記の連携歯科医療機関と協力し、口腔管理を実施する体制を整えております。

入院中に口腔内の管理や歯科診療が必要であると主治医が判断した場合には、患者様又はご家族の同意を得たうえで連携歯科医療機関へ紹介し、必要に応じて歯科訪問診療等を受けていただける体制を整えております。

《口腔管理連携加算に係る連携歯科医療機関》

医療機関名	住所	電話番号
医療法人 ウエルネス 小畑歯科	和歌山市福島 581-1	073-455-9874

当院では、入院患者様の状態に応じて、主治医、看護師、歯科医師等が連携し、適切な口腔管理を実施いたします。

医療法人 博文会
紀泉ＫＤクリニック